

	活動能力や意欲の向上のために 利用者と共にやる自立支援のためのサービスを行います。 (排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬確認、通院・外出介助など)
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 (調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理など)

(2) 職員の禁止行為

職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者が不在時のサービス提供
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

7. 利用料、その他の費用の額

(1) 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として指定居宅サービス介護給付費の単位数（1単位10円）の1割、2割、3割です。ただし、介護保険の給付の限度額を超えたサービス利用または介護保険対象外のサービスは全額自己負担となります。

また全額自己負担のサービスを提供する際は、あらかじめ利用者又は家族に説明、同意を得るものとします。

(※1割負担の場合)

身体介護	20～30分未満でサービスを受ける場合	244円
	30～60分未満でサービスを受ける場合	387円
	60～90分未満でサービスを受ける場合	567円
生活援助	20～45分未満でサービスを受ける場合	179円
	45分以上サービスを受ける場合	220円
身体介護 ＋ 生活援助	身体介護の所要時間＋生活援助45分未満	身体介護の料金 ＋65円
	身体介護の所要時間＋生活援助70分未満	身体介護の料金 ＋130円